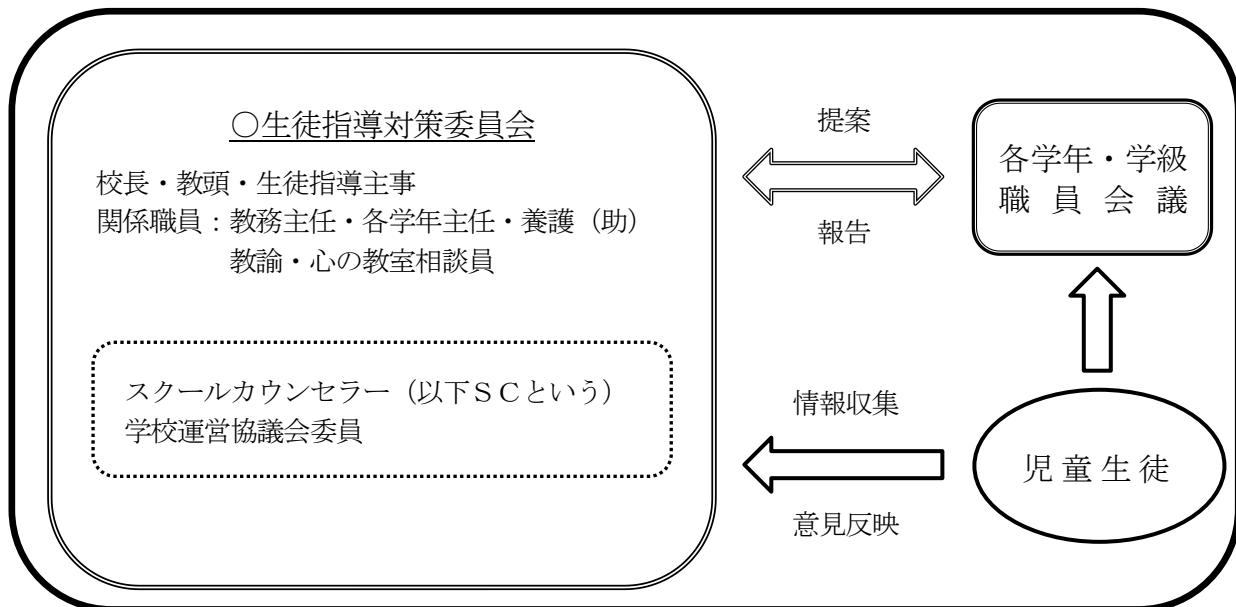


★いじめ対応の流れ①（平常時）

学 校



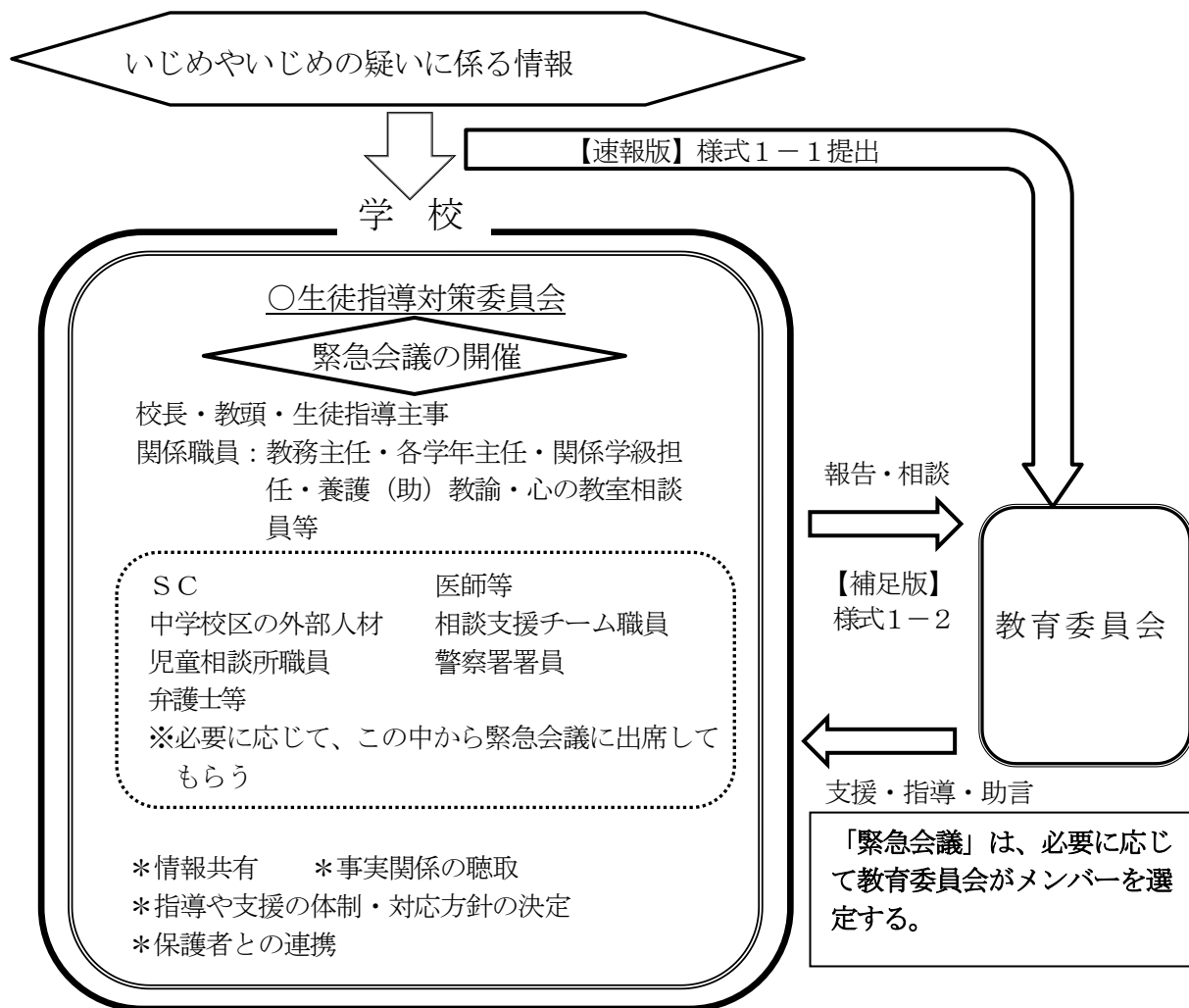
※いじめの防止等の対策のための組織の役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や「学校いじめ防止プログラム」、「早期発見・事案対処のマニュアル」の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割。

※外部人材の活用

- 学校いじめ防止基本方針を基にした取組のPDCAサイクル全般に協力してもらう。
→年度初めと終わりの会議に出席してもらうことが想定される。
- 役職の異なる方を2人以上入れる。
- SCは、原則、構成員に入れる。
- 小学校は、学区の中学校に配置されている心の教室相談員を外部専門家として活用することができる。
- 地域と連携した取組を進めるために、中学校区の外部人材を構成員に入れることができる。

②いじめ（いじめの疑い）発生時



※いじめの防止等の対策のための組織の役割

○いじめやいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

○いじめやいじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保に留意する。

※外部人材の活用

いじめの事案により、必要に応じて、緊急会議に出席してもらう。

※いじめやいじめの疑いの情報があったときの報告

いじめやいじめの疑いの情報があったときには、校長が責任をもって被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

また、教育委員会(学校指導課担当)に【速報版】として事案を把握した日、遅くとも翌日までに様式1-1で報告し、後日、詳細について様式1-2を提出する。なお、教育委員会には、毎月5日までに「いじめに係る指導状況報告書」(様式2)も提出する。

※いじめの解消について

毎月の「いじめに係る指導状況報告書」(様式2)で報告する。「解消」とは、少なくとも次の2つの要件を満たし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- ア いじめに係る行為が3か月以上止んでいること。
- イ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

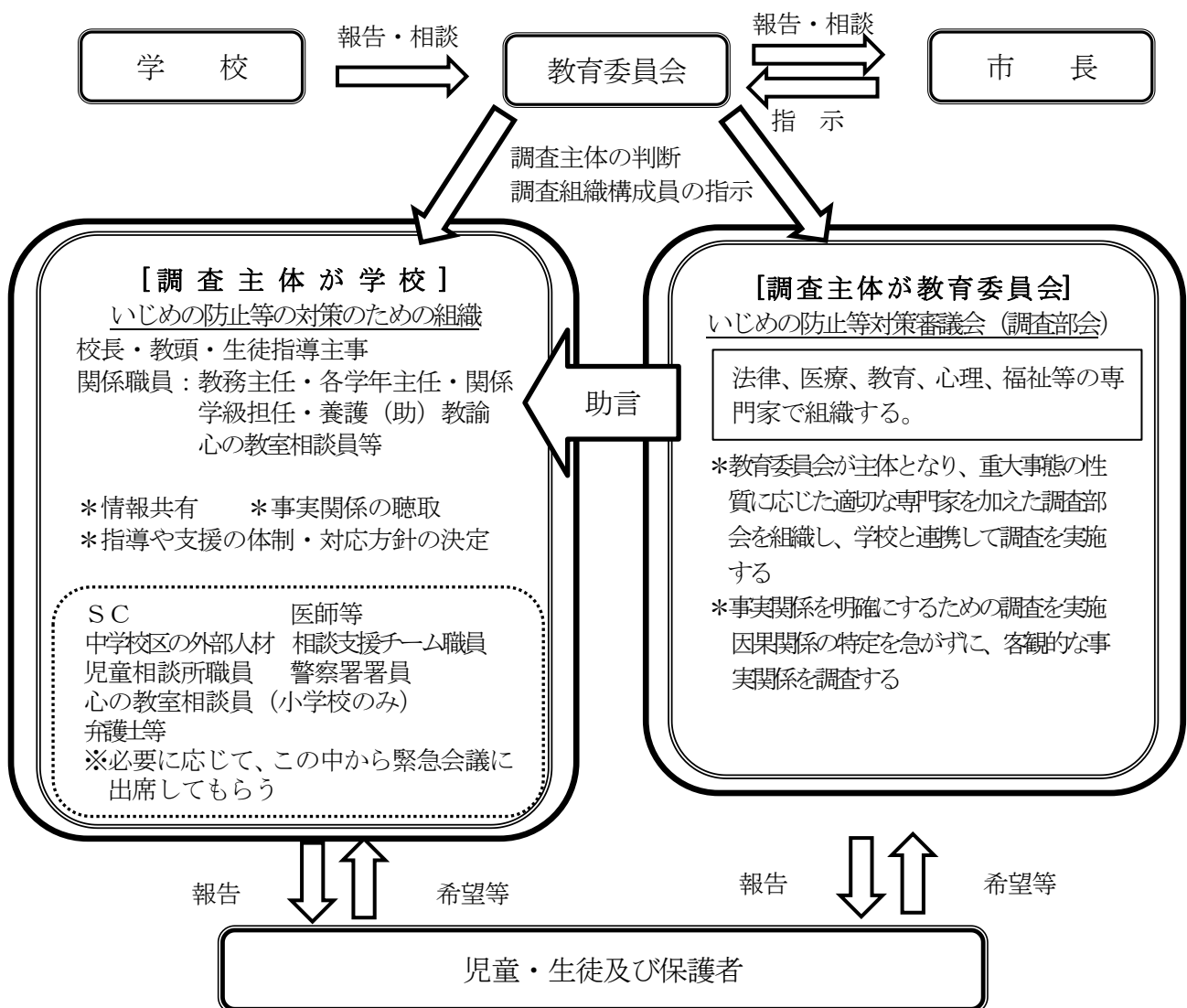
③いじめ重大事態発生時の対応Ⅰ

※重大事態発生時の報告について

○次に掲げる重大事態（疑いを含む）が発生した場合には、直ちに校長が教育委員会（学校指導課長）に報告し、調査主体や調査組織について指示を受ける。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

○重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）により適切に対応する。（下図参照）



※調査結果の提供と報告について

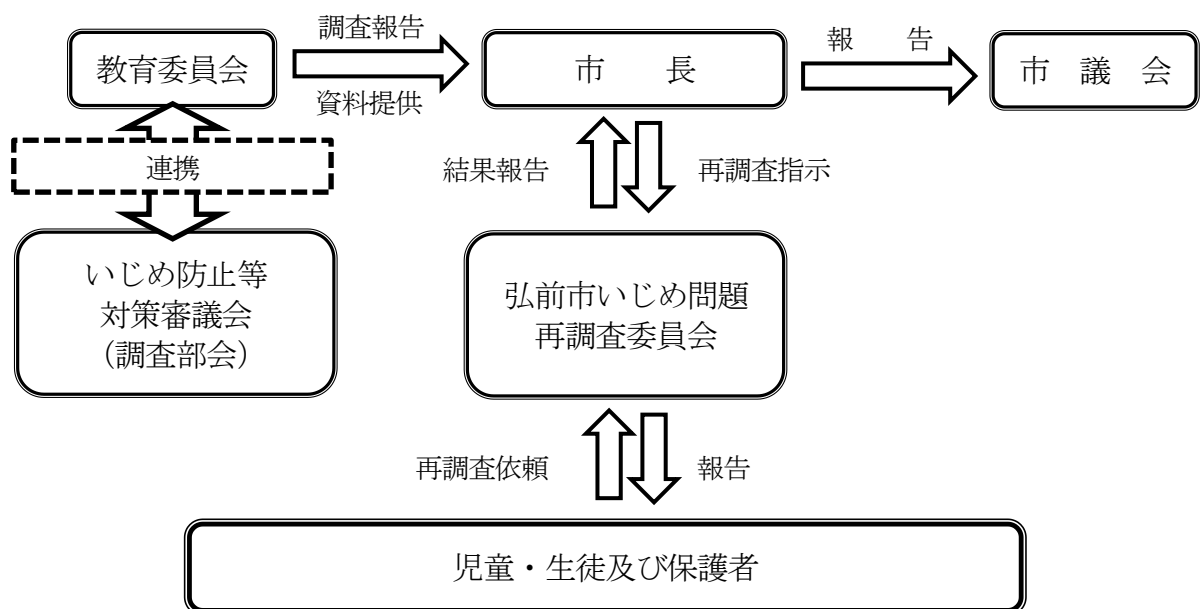
○学校または教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

○学校は、調査によって明らかになった事実関係について、教育委員会に報告する。また、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合、その児童生徒や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、教育委員会に送付する。

○教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合、その児童生徒や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

④いじめ重大事態発生時の対応Ⅱ～再調査

- ・調査主体が学校であった場合
いじめ防止等対策審議会の調査部会で再調査を実施する。
- ・調査主体が教育委員会であった場合
教育委員会または学校による下記ア～エなどの調査が不十分であると考えられる場合は再調査を検討する。
 - ア 新しい事実が判明した場合、または、新しい重要な事実が判明したものの、十分な調査が尽くされていない場合。
 - イ 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査項目について十分な調査が尽くされていない場合。
 - ウ 教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。
 - エ 調査委員等の人選の公平性、中立性に疑義がある場合。



例1) 自殺（未遂を含む）事案が起きた際

- ①調査主体 ⇒ 教育委員会→調査部会の開催
- ②市長に連絡⇒ 弘前市学校危機対応緊急支援チームを組織・開催
※指導主事派遣（学校常駐含む）
SC依頼